

契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご理解のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ペット保険普通保険約款をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または弊社プリズムコール®までお問い合わせください。

1. ペット保険の仕組み

この保険は、保険の対象であるペット（専ら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物等）が、日本国内で保険期間中に障害（病気やケガ）を被り、その結果、被保険者が国内の動物病院で治療費等の費用をご負担された場合、その実費を保障限度日額（保険金額）まで補償するものです。

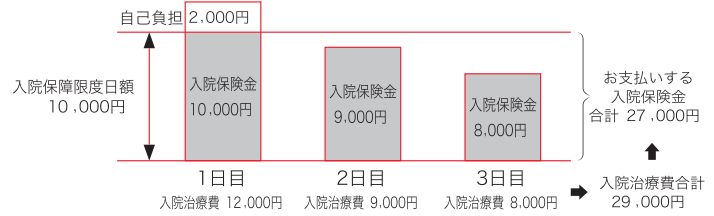
2. 保険金をお支払いする場合（保障内容）

ご契約いただくプランによりましては、下表の保険金の一部が保障対象外となりますので、かならずパンフレットでご確認ください。

(1)入院保険金	ペットが入院した際の1日ごとの入院治療実費について、入院保障限度日額を限度として入院した期間お支払いします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期間中通算で入院保障限度日数が限度となります。 ※1泊2日以上入院が対象となり、入院の初日分からお支払いします。（いわゆる「日帰り入院」「半日入院」は、通院保険金で保障いたします。） ※手術費用は入院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。 ※保険期間2年の契約の場合は、初年度、次年度の各々について、証券記載の入院保障限度日数が適用されます。
(2)通院保険金	ペットが通院した際の1日ごとの通院治療実費について、通院保障限度日額を限度としてお支払いします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院保障限度日数が限度となります。 ※手術費用は通院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。 ※保険期間2年の契約の場合は、初年度、次年度の各々について、証券記載の通院保障限度日数が適用されます。
(3)手術保険金	ペットが手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、手術保険金額を限度にお支払いします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。 ※ガンにかかわる手術は、手術保険金の保障対象外です。 ※切創の縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ（ボルトを含みます。）・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術には含まれません。 ※保険期間2年の契約の場合は「保険期間中2回」を「初年度、次年度各々において2回」と読み替えます。
(4)ガン手術保険金	ペットがガンの手術を受けた当日の施術にかかわる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いします。ガン手術保険金の支払回数は、手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。 ※保険期間2年の契約の場合は「保険期間中2回」を「初年度、次年度各々において2回」と読み替えます。
(5)葬祭保険金	ペットが死亡したときの火葬、埋葬、供養の為の仏具購入費などの実費を、保険金額を限度にお支払いします。
(6)高度後遺障害保険金	ペットが障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨（前足）または中足骨（後足）より心臓に近い部分から欠損し、高度後遺障害が確定した日から90日以内かつ保険期間内に、ペット用車椅子などの移動補助器具を購入した場合、その購入実費を、保険金額を限度にお支払いします。
(7)診断書費用保険金	被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するに当たり提出された診断書等を作成する費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通算して保険金額を限度とします。 ※保険期間2年の場合は、初年度、次年度の各々について、証券記載の保険金額が適用されます。

＜入院保険金のお支払い方法＞

（例）オレンジプランⅡ（犬・猫）入院3日間の場合



3. 保険期間について

- この保険の保険期間は1年間または2年間となります。

4. 更新契約について

- 弊社は、この保険契約を更新する場合、満期日の2ヶ月前までに更新通知書をご契約者に送付します。更新通知書に対し、ご契約者から満期日の1ヶ月前までに特段の意思表示がなされない場合、弊社は、ご契約者がその記載内容で更新する旨の意思表示をなされたものとして更新手続きをいたします。
 ※更新契約から、ご契約プランを変更される場合は、満期日の1ヶ月前までに、プラン変更申込書兼告知書により、プラン変更のお申込みが必要です。その際、改めて健康状態の告知書と健康診断書を必要とする場合がございます。告知内容や健康診断の結果によりましては、プラン変更をお引受けできない場合がございます。
 ※更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特則」を適用することを更新条件とさせていただきます。

5. 引受条件（ご契約金額等）

(1) 保険金額の設定について

ペットの病気・ケガに対し、日本国内の動物病院で治療費をご負担された場合、その実費を保障限度日額（保険金額）まで補償します。

（例）グリーンプランⅡの場合（犬、猫）

	入院	通院	手術	ガン手術	葬祭	高度後遺障害	診断書
保障限度額	1日あたり 12,000円	1日あたり 6,000円	1回あたり 90,000円	1回あたり 150,000円	30,000円	50,000円	年間 10,000円
年間の限度日数（回数）	60日	60日	2回		—	—	—

入院日数は1泊2日以上が対象となります。入院日数のカウント方法は、例えば3泊4日の場合（4日分の入院治療費が発生している場合）であれば入院4日となります。入院中に手術を受けた場合は、入院日それぞれの日の治療実費と手術実費を限度額までお支払いします。

例えば、3泊4日の入院中に手術を1回した場合は、入院4日間それぞれの日の治療費と手術1回の施術費の実費を保障限度額までお支払いします。

(2) 保険金額の限度について

法令により、お一人の被保険者が弊社にご契約いただける保険金額（年間最高保障額）の合計は1,000万円が限度となります。

6. ご契約いただけるペットと年齢

(1) 犬・猫の場合

- ①新規契約でご加入いただける年齢（ご契約時点での年齢）は下記の通りとなります。

犬	小型犬・中型犬	生後60日以上満12歳未満 （新規契約年齢が満9歳以上の場合は、健康診断を受診していただきます）
	大型犬	生後60日以上満10歳未満 （新規契約年齢が満6歳以上の場合は、健康診断を受診していただきます）
猫		生後60日以上満12歳未満 （新規契約年齢が満9歳以上の場合は、健康診断を受診していただきます）

②更新契約でお引き受けできる年齢

犬・猫共に終身契約更新が可能です。ただし更新契約の責任開始日に下記の年齢となる場合は、シニア専用更新プラン(保障内容、保険料が変わります。)での更新契約となります。

犬	小型犬・中型犬	満15歳以上
	大型犬	満12歳以上
猫		満13歳以上

(2) 小動物・鳥類・爬虫類の場合

ご契約日・責任開始日と年齢の関係：新規契約の場合の「ご契約日と年齢」の関係、更新契約の場合の「責任開始日と年齢」の関係は、犬・猫の場合に準じます。

①小動物

新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から下記の年齢までとなります。

うさぎ	フェレット	チンチラ	ハリネズミ	リス	モモンガ	モルモット	ハムスター
満11歳未満	満5歳未満		満4歳未満			満3歳未満	満2歳未満

②鳥類・爬虫類

新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から下記の年齢までとなります。

オウム	ヨウム	ブンチョウ	サイチョウ	カナリア	インコ	ジュシマツ	カメ	イグアナ
満20歳未満		満9歳未満			満5歳未満	満15歳未満	満10歳未満	

7. ご契約に際し特則を適用させていただく場合

特定疾病不担保特則	<p>①新規にご契約いただく際、告知書(一定年齢以上の犬や猫の場合は健康診断書を含みます。)に基づき、「特定疾病不担保特則」を適用することをご契約条件とさせていただきます場合があります。</p> <p>②更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特則」を適用することを更新条件とさせていただく場合があります。</p> <p>③保険証券に「特定疾病不担保特則」が適用される旨記載があるときは、以下の場合保障対象外となります。 イ. ペットが不担保期間内に不担保疾病の治療を目的として治療を受けたとき ロ. 不担保期間内に発症した不担保疾病により不担保期間経過後に治療を受けたとき</p>
特定保険金不担保特則	<p>①高度後遺障害保険金をお支払いした保険契約を更新して引き受ける際は、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則を適用して更新契約を引き受けます。</p> <p>②保険証券に、高度後遺障害保険金に関する特定保険金不担保特則が適用される旨記載がある場合は、高度後遺障害保険金は保障の対象外となります。</p>

※不担保特則適用の場合は、弊社より同意書を発送致しますので、ご返送がない場合お引き受けできません。

8. 特約について

【保険証券および更新証不発行特約】

保険証券および更新証不発行特約は、ご契約の際に保険証券および更新証の発行をしないことについて合意を得た場合は、保険証券および更新証の発行が省略されます。ただし、ご契約者様から保険証券および更新証の発行のお申し出があった場合は発行いたします。
※約款については、弊社ホームページでご確認ください。

9. 保険料の割引について

(1) 多頭割引について

- ①多頭割引は、次のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。
- イ. 同一のご契約者が複数の犬または猫をご契約される場合
 - ロ. 保険期間が1年以上のご契約を申込まれた場合
 - ハ. すべてのご契約の保険料の決済方法および払込方法が同一の場合(振替口座またはクレジットカードも同一)

②割引率

頭数	割引率
2~3頭	5%
4頭以上	8%

③多頭割引の適用方法

例1. 犬2頭が同時に加入した場合

2頭とも、割引率5%を適用します。

例2. はじめに犬1頭加入し、その2ヶ月後に猫が加入した場合

イ. 猫について割引率5%を適用します。

ロ. 更新契約から、犬についても割引率5%が適用されます。

(2) 福祉割引について

①福祉割引は、次のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。

イ. 被保険者または被保険者と生計を同一にするご親族に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳をお持ちの方がいらっしゃる場合

ロ. 保険期間が1年以上のご契約の場合

ハ. 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳のコピーをご提出頂ける場合

②割引率

割引率	5%
-----	----

(3) インターネット契約割引について(犬・猫のみ)

①インターネット契約割引は、インターネット上で弊社と新規契約が成立した場合、適用されます。

※更新契約には、インターネット契約割引は適用されません。

②割引率

割引率	3%
-----	----

※詳細は当社ホームページ「<http://www.animalclub.jp/>」をご覧ください。

10. 引受のご通知について

告知書に基づいた審査およびお引受できる保険金額の制限額内であることを確認したうえで、責任開始日までに引受のご承諾ができない場合について、弊社または取扱代理店よりご契約者に通知いたします。

(生体販売代理店で生体購入時同時加入された場合)

お引受できる保険金額の制限額内であることを確認したうえで、責任開始日から起算して10営業日までに引受のご承諾ができない場合について、弊社または取扱代理店よりご契約者に通知いたします。

11. 保険料のお支払方法・払込方法について

保険料のお支払方法は、口座振替がクレジットカードでのお支払いとなります。現金はお取扱いしておりません。

決済方法	払込方法
口座振替	年払(1年契約)、一括払(2年契約)
クレジットカード	月払(1年契約の場合)

(ご注意) 通院や入院をされた日が保険料の払込予定日より前のときは、保険料の払込みを確認のうえ、保険金をお支払いします。

12. 配当金について

この保険は、配当金はありません。

13. 解約返戻金(ご契約者が保険契約を解約する場合)について

解約返戻金は、すでに領収した保険料から既経過期間に対してペット保険普通保険約款記載の解約率表によって計算した既経過保険料を差し引き、その残額を返戻します。

※ 解約返戻金がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際には十分ご確認ください。

※ ペットが死亡したときは、保険契約は終了しますが、葬祭保険金をお支払いしている場合は保険料は返戻いたしません。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報のご説明」は、ご契約者・被保険者にとって不利益となる可能性がある情報など、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ず内容をご確認のうえお申込みいただき、ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、代理店または弊社プリズムコール®までお問い合わせください。

1. クーリングオフのご説明 (契約申込みの撤回等について)

「ご契約者が個人」の場合には、ご契約のお申込み後であっても次の通りご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

(1) クーリングオフのお申し出ができる期間

ご契約者がご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフのお申し出ができます。

(2) クーリングオフのお申し出の方法

上記(1)の期間内(8日以内の消印有効)に弊社本社に必ず郵便(はがき又は封書)でご通知ください。また、保険証券がお手元に届いている場合は、保険証券もご返送ください。

※契約を取り扱った代理店は、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※既に保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出された場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

〈本社宛先〉

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
少額短期保険会社 日本アニマル倶楽部株式会社
クーリングオフ受付係宛

〈記載いただく事項〉

- ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ご契約者の住所、氏名(ご捺印)、電話番号
- ご契約を申し込まれた日
- ご契約を申し込まれた保険内容(ご加入プラン、ペット名、取扱代理店、保険料の払込方法)

(3) 払い込まれた保険料の返還

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでに払い込まれた保険料をすみやかにお客様の銀行口座にお返しします。なお、弊社およびご契約いただいた代理店は、ご契約者にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

(4) クーリングオフのお申し出ができないご契約

法人または社団・財団等が締結したご契約および生体販売店が生体に付帯したご契約は、クーリングオフのお申し出ができません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結の際の告知義務

ご契約者(被保険者)には、保険契約締結の際に保険契約に関する重要な事項を弊社に告知していただく義務があります。具体的には、申込書の記載事項および告知書の質問事項に対してありのままに記載・回答して頂ければ結構です。この記載事項や回答内容が事実と異なるときには、ご契約を解除させていただく場合や、保険金をお支払いできない場合があります。特に、他の保険会社等とのペット保険契約の有無やペットの健康告知について記載されるときは、十分ご注意ください。

(2) 契約締結後の通知義務

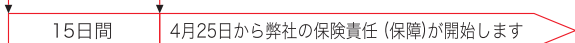
ご契約者には、契約締結後に次の事実が生じたときは、弊社に通知していただく義務があります。この通知をしていただかないときは、弊社からの通知がご契約者に届かない場合(下記①の場合)や保険契約の譲渡ができない場合(下記②の場合)があります。

- ①ご契約者が住所を変更したとき ②ペットを譲渡したとき
- イ、ペットを譲渡した場合、保険契約はペットを譲渡した日に失効します。ロ、但し、ペットを譲渡した日から30日以内に弊社に通知をいただければ、保険契約をペットの譲受人に移転することができます。

3. 責任開始日(保障開始日)について

(1) 保険契約申込書、告知書、保険料の決済方法(お支払方法)、体毛など、保険の申し込みに必要な書類(内容が完備した書類をいいます。)すべてが弊社に届いた日から16日目の午前0時に弊社の保険責任が開始します。

(例) 4月10日:書類一式受付日 4月25日:責任開始日



(2) 生体販売代理店で生体購入時に同時加入された場合

保険契約の申込日の翌日午前0時から弊社の保険責任(保障)が開始します。

(3) ガンの待機期間について

新規にご契約の場合、ガンの待機期間(ガン不担保期間)として、保険責任開始日より45日間適用させていただきます。

※更新契約および生体購入時同時加入の場合はガンの待機期間の適用はありません。

4. 保険金のお支払ができない主な場合

この保険では、以下の場合、保険金をお支払いすることができません。なお、主なものを記載していますので、詳細は、普通保険約款でご確認ください。

- (1) 責任開始日(保障開始日)より前に被った障害
- (2) 海外で被った障害
- (3) 保険契約者、被保険者等の故意・重過失
- (4) 狂犬病および狂犬病に起因する場合
- (5) 責任開始日から遡り過去13ヶ月以内に予防接種ワクチンの接種を受けていないことに起因して障害が発生した場合(犬、猫、フェレットの場合)。
- (6) 先天性の障害またはこれらに起因する場合
- (7) 先天性または後天性にかかわらず次に記載する障害
鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、停留睪丸、チェリーアイ、気管虚脱、猫免疫不全ウイルス感染症
- (8) フィラリア感染症およびフィラリア感染症に起因する場合
- (9) 競技等に参加またはそれらの訓練に起因する場合
- (10) 繁殖行為に起因する場合
- (11) 地震、噴火、津波、台風、洪水に起因する場合
- (12) 妊娠、出産、早産、流産、帝王切開の症例処置または予防措置費用
- (13) 歯削(歯切)および歯石除去並びに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合等の歯に係る一切の歯科医療措置
- (14) ノミ、ダニの予防措置費用
- (15) 健康体に施す予防措置費用
- (16) 健康体を実施する健康診断・検査費用。(体調不良等の症状があり、診断名を特定するための検査費用はお支払いいたします。)
- (17) フード(療法食、健康食品、サプリメントを含みます)の購入費
- (18) シャンプー、トリミング用品等の購入費
- (19) 東洋医学(漢方、鍼灸等)、インド医学、免疫療法、温泉療法等の代替医療または減感作療法の費用
- (20) 断耳、断尾、臍ヘルニア等の美容整形を目的とする手術または処置 など

5. 新規契約の初回分保険料の収納について

(1) 口座振替の場合

①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

②毎月16日～末日に責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌々月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

(2) クレジットカードの場合

①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の当月に1か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

②毎月16日～末日に責任開始日(保障開始日)の場合
⇒責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。(年一括払いを選択された場合は年一括払い保険料の払い込みとなります。)

6. 保険料の払込猶予期間、契約の失効について

(1) 払込猶予期間

①口座振替の場合

下表の口座振替日に保険料の振り替えがなされなかった場合は、口座振替日の属する月の翌月の口座振替日までに必ず払い込んでください。

責任開始日(保障開始日)	口座振替日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	翌月の27日	口座振替日の属する月の翌月の口座振替日
毎月16日～末日の場合	翌々月の27日	

※月払契約の2回目以降の口座振替日は、上記の表の口座振替日の翌月以降の応答日となります。

※口座振替日に振り替えがなされなかったときは、弊社からご契約者に書面にてご連絡いたします。

※更新保険料の振替日について、(年払い・2年一括払い)を選択された場合、振替日は責任開始月の27日とします。

②クレジットカードの場合

下表のオーソリ日に保険料のオーソリ(※)がなされなかった場合は、オーソリ日が属する月の翌月のオーソリ日までに必ず払い込んでください。

責任開始日(保障開始日)	オーソリ日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	当月の20日	オーソリ日が属する月の
毎月16日～末日の場合	翌月の20日	翌月のオーソリ日

※「オーソリ」とは、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

※月払契約の2回目以降のオーソリ日は、上記の表のオーソリ日の翌月以降の応答日となります。

※オーソリ日にオーソリがなされなかったときは、弊社からご契約者に書面にてご連絡いたします。

(2) 保険契約の失効

〈保険料の払い込みが滞った場合〉

Q：保険料の払い込みが滞った場合、保険契約はどうなるのですか。

A：例えば、月払いの場合は、翌月の保険料お支払日に、滞った保険料と当月分の保険料を併せてご請求をさせていただきます。その際、再度滞った場合保険契約は失効いたします(保険の効力が失われます。)ので、保険料のお支払いには、十分にご注意ください。

払込猶予期間内に保険料の払い込みがなされないときは、保険契約は次の通り失効します。

①年払契約または一括払契約の場合

責任開始日に遡り失効します。

②月払契約の場合

保険料の払い込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日(責任開始日の応答日)に遡り失効します。

※失効日以降の入院・通院等は、保障対象外となります。

7. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険期間中の保険料の増額又は保険金額の削減等

保険期間中に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額や保険金の削減・減額を行うことがあります。

(2) 更新契約の取扱い

①保険契約を更新する際に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

②保険契約を更新する際に、保険金支払いの増加によって保険契約が不採算となり、保険契約の更新が困難であると認められる場合は、更新契約をお引受しないことがあります。

(3) 弊社が引き受けられる保険契約

①保険期間は2年以内です。

②保険金額はお一人の被保険者について1,000万円までです。(この保険契約を締結することによって、合計保険金額が1,000万円を超えたときは、この保険契約は無効となります。)

③一保険契約者についてお引き受けできる保険契約の保険金額は10億円までです。

8. 保険会社破綻時のお取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当いたしません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もございません。

9. ご契約者・被保険者の個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の取得について

弊社は法令遵守及び公正手段により個人情報を取得致します。取得に関する事業者名称、責任者及び連絡先は次のとおりです。

事業者：日本アニマル倶楽部株式会社

責任者：管理統括部 管理統括部部長

連絡先：右記のプリズムコール®をご参照ください。

(2) 個人情報の取得の制限について

保険契約申込書に関する文書以外による個人情報の取得は、保険制度の健全な運営の確保及び不正な保険金請求の防止を目的として、次の例外事項を除き取得致しません。

①動物病院等のペット診療機関から取得する場合。

②保険業に関連する企業、団体及び協会等から取得する場合。

(3) 個人情報の利用目的について

個人情報は以下の業務並びに付随する業務の遂行を目的として利用致します。また個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用致します。開示対象個人情報についても、以下の目的の範囲内で利用いたします。

①保険契約の審査及び引受け、並びに保険契約の保管理

②保険料の収納に係る手続き

③保険金のお支払いに係る調査および手続き

④再保険会社との再保険契約に関する手続き

⑤保険商品および保険サービスのご案内

⑥商品開発に係るニーズ及びデータ分析

(4) 機微な個人情報の取扱いについて

思想、本籍地及び差別要因となる事項等は機微な個人情報として以下の例外事項を除き、取得、利用及び第三者提供を行いません。

①相続手続きに係る保険契約の権利義務の移転等の遂行が必要である場合。

②保険業の適切な業務運営を確保する必要がある場合で、かつお客様の同意を得た場合。

③その他、『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』に規定される例外事項が適用される場合。

(5) 個人情報の提供について

個人情報は以下の例外事項を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供致しません。

①法令に基づく指示を受けて個人情報を提供する必要がある場合。

②保険契約に基づくお客様の利益に影響が想定され、緊急に動物医療機関等へ個人情報を提供する必要がある場合。

③再保険契約を締結するために、原契約に含まれる個人情報を再保険会社へ提供する必要がある場合。

④保険制度の健全かつ公平な運営の確保及び保険金等の不正請求の防止を目的として、保険業に関連する企業、団体又は協会等との間で個人情報を協同して利用する場合。

(6) 業務委託について

弊社は保険契約の募集に係る業務の保険代理店への委託など、個人情報の取扱いを含む業務を第三者へ委託致します。

(7) 個人情報に関する請求について

個人情報に関する利用目的の通知、利用停止、開示及び訂正等の各種請求については、下記のプリズムコール®にて承ります。

(8) 個人情報の記入の任意性について

お客様による《申込書》並びに《告知書》への個人情報の記入は任意ですが、必要事項が記入されていない場合は保険契約をお引受けできない場合がありますことをご了承願います。

10. 少額短期ほけん相談室のご案内

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて、真摯な対応に努める所存でございます。

弊社に関する苦情等のご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2F

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

受付時間 9時～12時、13時～17時

受付日 月曜日～金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

11. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

◆ご相談・ご連絡(事故のご連絡も承ります)の窓口は下記の通りです。

少額短期保険会社 **日本アニマル倶楽部株式会社**

サンキュー ワンニャンワンニャン

プリズムコール® **0120-39-1212**

東京本社 〒113-8474 東京都文京区本郷1-19-6 太平ビル本館

仙台本社 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22 太平ビル

大阪支店 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目12-12 大阪太平ビル